

運行管理者の必要選任数が 最低2名になります。

平成29年
12月1日から

営業所ごとの運行管理者の**必要選任数**は、**最低2名**。
40両以上は下記のとおりとなります。

事業用自動車の数	39両まで	40両～59両まで	60両～79両まで	80両～99両まで	100両～129両まで
運行管理者必要選任数	2人	3人	4人	5人	6人

【運行管理者の必要選任数を1名とする営業所の特例】

当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が**4両以下**であって、**次のいずれかに当たる場合**。

- 専ら会葬者の輸送を許可条件に付されている事業者の営業所
- 一般的に需要の少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの)の地域に存する営業所
- 専ら車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送を許可条件に付されている事業者の営業所

平成29年12月1日以降、必要な数の運行管理者が選任されていない場合は、監査等を行い、行政処分の対象となりますので、十分に注意してください。

運行管理者の選任に関し、ご不明な点があれば、裏面の連絡先までお問い合わせ下さい。

運行管理者の選任にあたっては、裏面を参考にしてください。